

史跡 築瀬二子塚古墳 保存活用計画

【概要版】



晴れた夏の日の築瀬二子塚古墳（南側から撮影）

～史跡 築瀬二子塚古墳保存活用計画 大綱・基本方針～

- 史跡を後世に護り伝えていけるよう恒久的に保存・管理する。
- 史跡への理解を深める整備を実施する。
- 史跡の価値を継承していくための活用事業を充実させる。
- 地域に愛され、郷土愛をはぐくむ史跡とする。

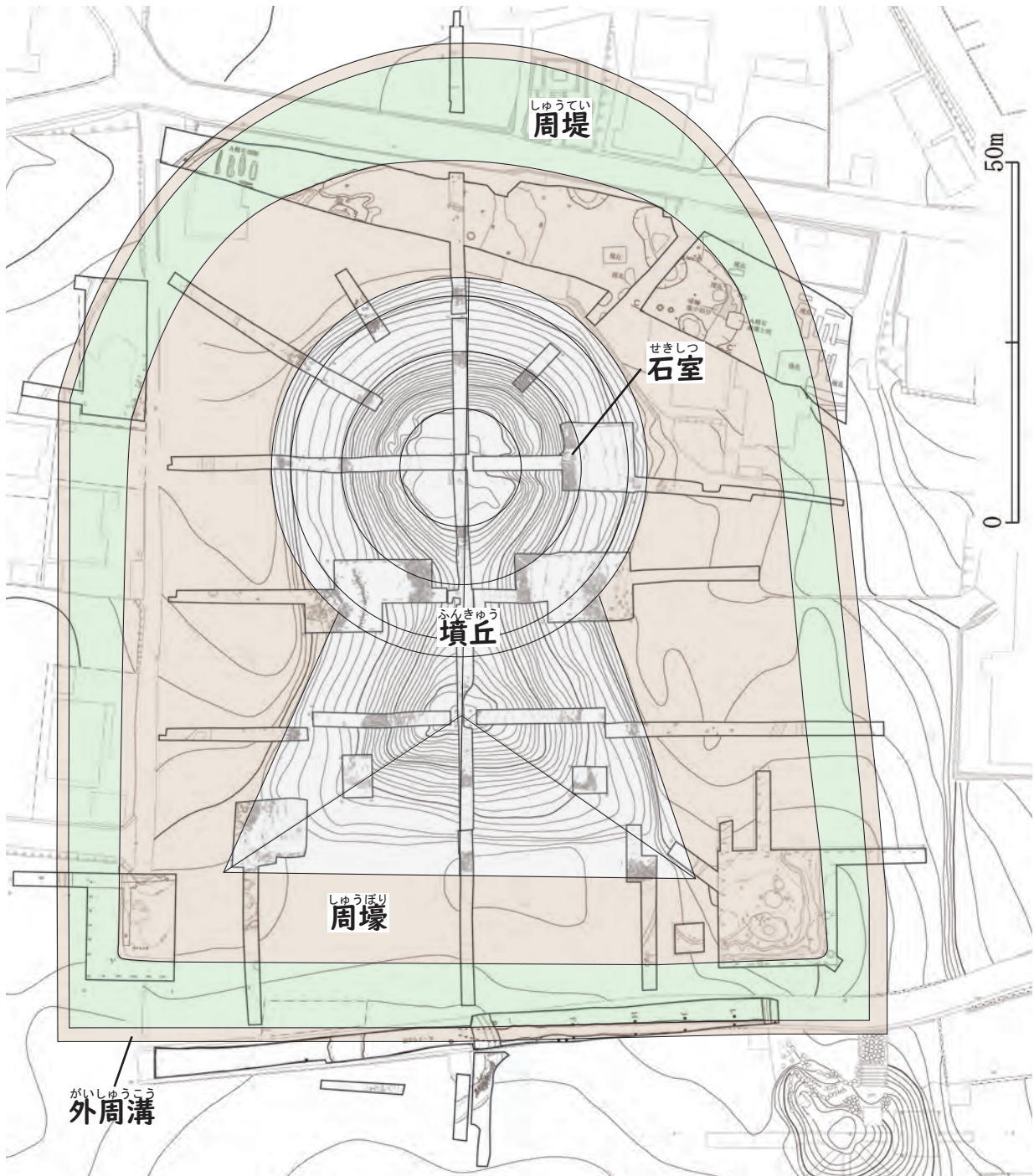
～計画策定の目的～

築瀬二子塚古墳は東日本で最古級の横穴式石室を有する前方後円墳として、その歴史的な価値が評価され、平成 30 年 10 月 15 日に国史跡に指定されました。

今後、「史跡 築瀬二子塚古墳」を将来にわたって保存し、史跡の歴史的価値を広く発信するための活用事業を推進し、次世代へ継承していくことが求められます。

今回策定した『史跡 築瀬二子塚古墳 保存活用計画』では、上記 4 つの大綱・基本方針を設定しました。今後は、本計画で定めた基本方針に則り、史跡の積極的な保存と活用を推進していきます。

築瀬二子塚古墳の概要



～ 築瀬二子塚古墳の概要 ～

史跡築瀬二子塚古墳は安中市築瀬に所在し、市域を東西に流れる碓氷川左岸に立地する前方後円墳です。明治12年に当時の土地所有者が調査を行い、本史跡に横穴式石室という埋葬主体部まいそうしゅたいぶがあることがわかりました。この時、石室内からは**武具**、**馬具**、**須恵器**、**玉類**などの副葬品ふくぞうひんが発見されました。

昭和には、明治期に発見された副葬品の研究が進みました。この研究により5世紀末から6世紀初頭頃に造られた古墳であることが明らかとなり、同時に東日本で最古級の横穴式石室を有する古墳であるとの評価されました。

^{ほり}平成には、古墳全体の発掘調査が断続的に行われ、墳丘に**葺石**や**埴輪**があったこと、古墳の周囲には**溝**や**濠**がめぐっていたことが明らかとなりました。

横穴式石室
かいこうぶ
開口部 (入口)



墳丘北側くびれ部
ふんきゆう
墳丘北側くびれ部
ふきいし はにわれつ
葺石と埴輪列



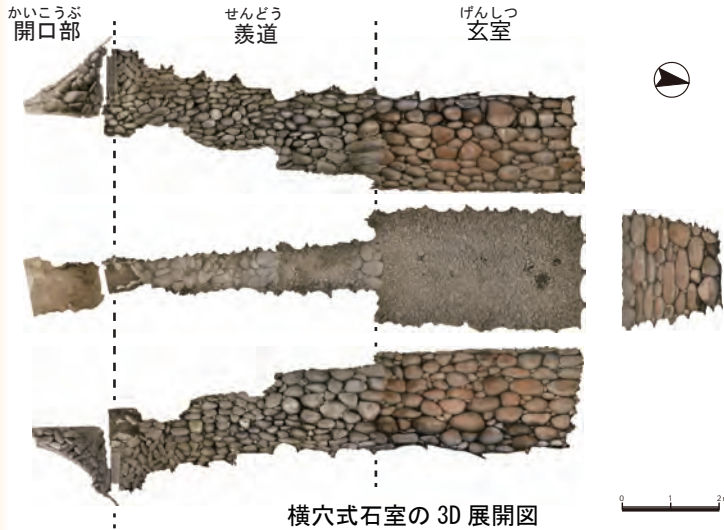
築瀬二子塚古墳出土の埴輪 はにわれつ

明治12年の調査
で出土した副葬品
とそれらを納めた
きり
桐の箱



築瀬二子塚古墳出土の須恵器 すえき

(1) 東日本最古級の横穴式石室を有する古墳



赤く塗られた石室（玄室）内の写真

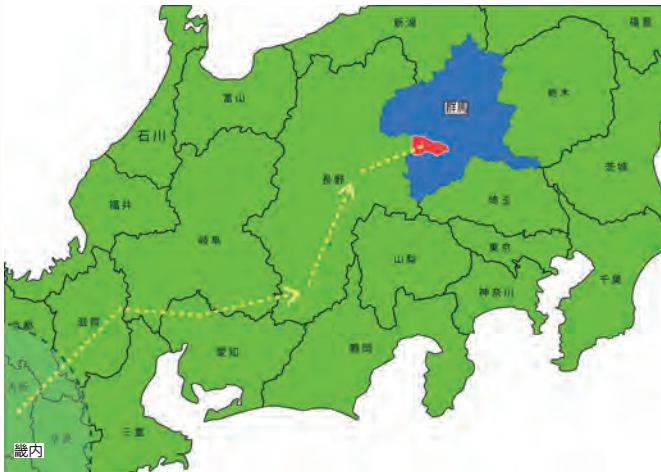
横穴式石室の3D展開図

0 1 2m

横穴式石室は6世紀前後に畿内（現在の京都・奈良・大阪・兵庫の一部）の大王墓や首長墓の古墳に採用されるようになると、6世紀代には東日本の古墳にも広く採用されるようになります。

築瀬二子塚古墳は、5世紀末から6世紀初頭頃に造られた古墳であることが副葬品からわかっており、東日本でも最初期に横穴式石室を採用した古墳であることがわかります。このことから、畿内から東日本へと新しい葬送方式が広がる過程を、築瀬二子塚古墳の最古級の横穴式石室は示してくれています。

(2) 古東山道を意識した選地



安中市における国道18号と築瀬二子塚古墳の位置関係

安中市は古くから交通の要衝として古代の東山道、近世中山道等の街道が通り、東日本と西日本をつなぐ玄関口として栄えてきました。古代の東山道が成立する前には、古東山道とも呼ばれるルートがすでに成立しており、築瀬二子塚古墳と同じ初期の横穴式石室を採用した古墳は、このルート沿いに立地しています。

安中市における古東山道は、現在の国道18号線とほぼ同じくすると考えられており、築瀬二子塚古墳も国道18号に沿って立地していることがわかります。築瀬二子塚古墳は横穴式石室の波及と古東山道の成立という時代の転換期に、畿内のヤマト王権が交通の要衝となったこの地を重視していたことを教えてくれています。

(3) ヤマト王権や朝鮮半島との繋がりを示唆する副葬品



振り環頭大刀（柄頭）



銀層三連ガラス玉



垂飾付耳飾り

築瀬二子塚古墳には、^ね振り環頭大刀などの^{かんとうたち}武具や^{ぎんそうさんれん}銀層三連ガラス玉、^{すいしよくつきみかざ}垂飾付耳飾りなどの^{そうしんぐ}装身具が副葬品として納められていました。

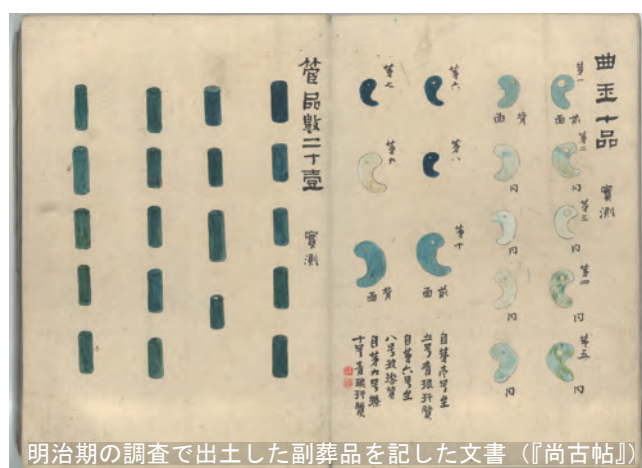
振り環頭大刀などの武具は畿内のヤマト王権から地域社会に配布される形で古墳に納められることが知られています。また、銀層三連ガラス玉や垂飾付耳飾りは朝鮮半島に由来を持つもので、日本列島での発見例は数える程度になります。

これらの副葬品から、^{ひそうしゃ}築瀬二子塚古墳の被葬者はヤマト王権とのパイプを有する一方で、直接ないしは間接的に朝鮮半島との関係性も持っていたと考えられます。

(4) 護り伝えられてきた古墳



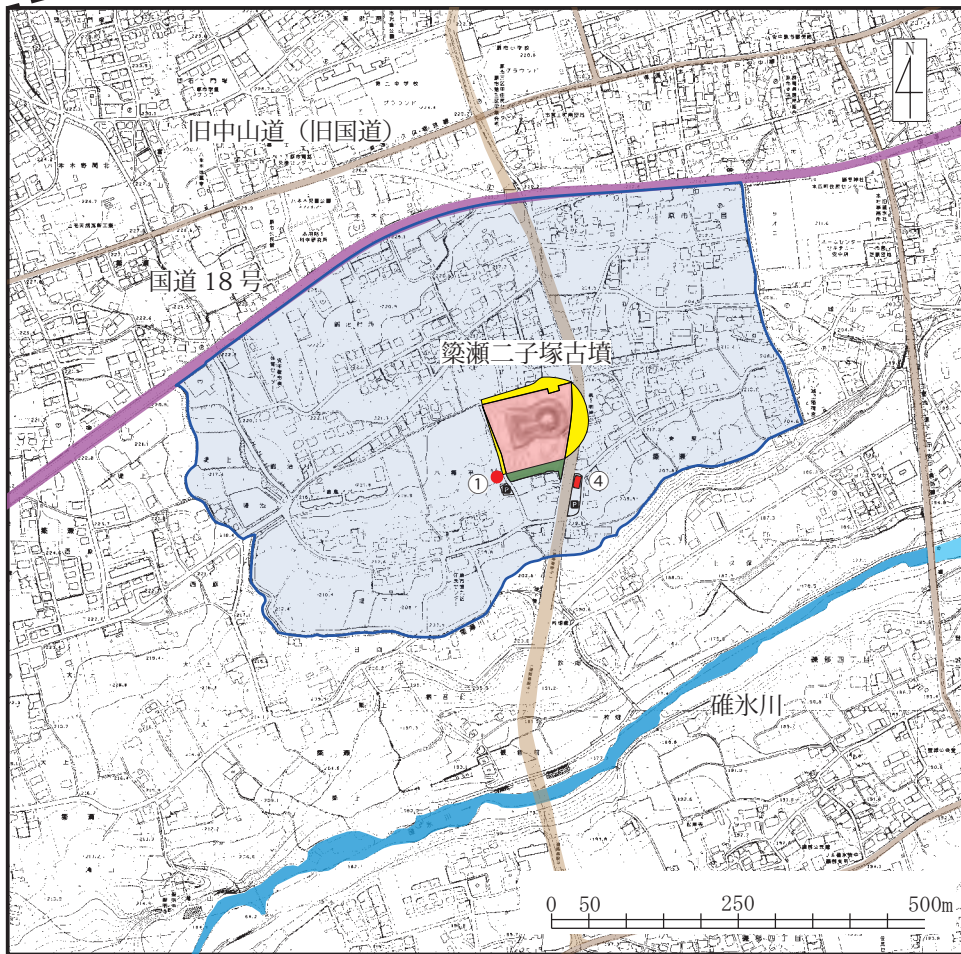
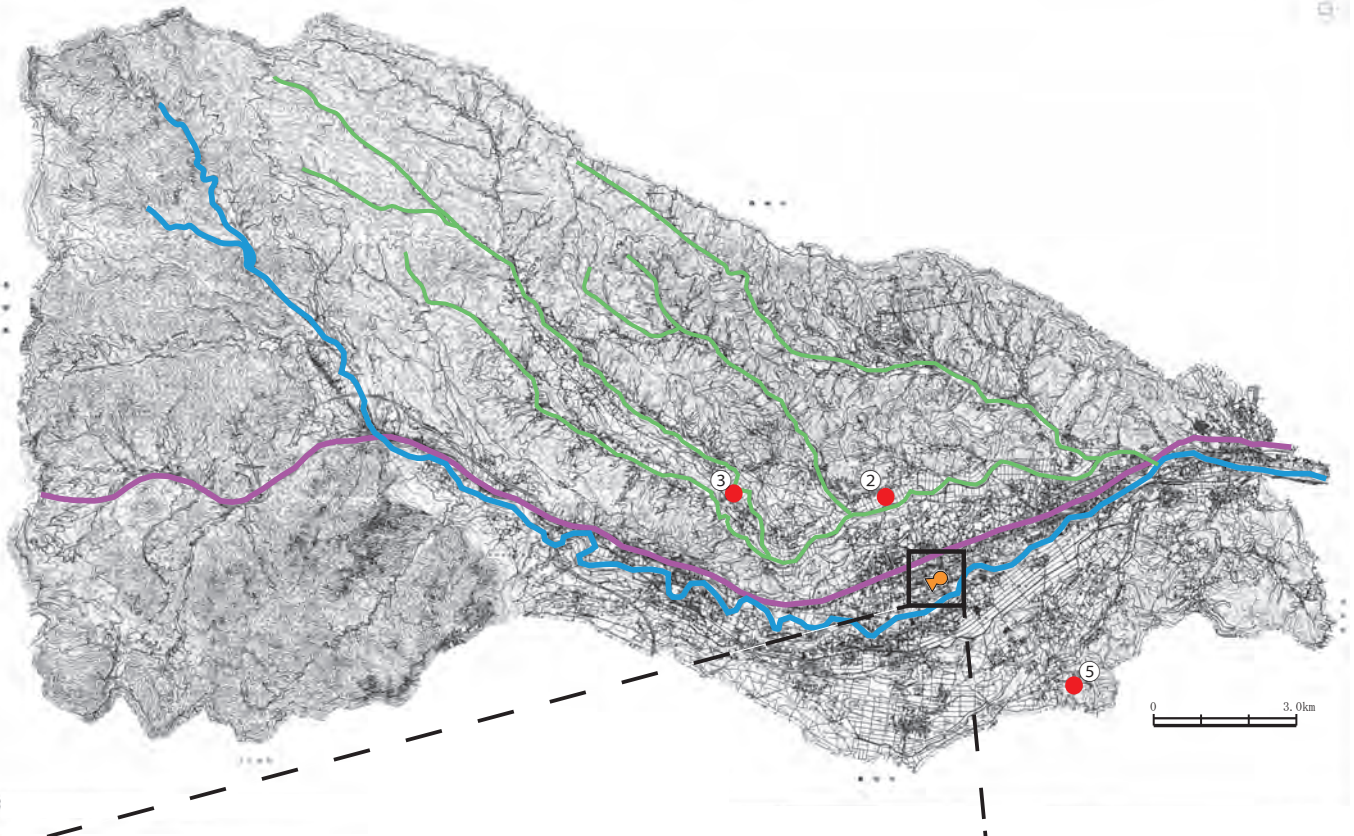
築瀬二子塚古墳の墳頂に建てられた石祠と石碑



明治期の調査で出土した副葬品を記した文書（『尚古帖』）

築瀬二子塚古墳は明治12年に当時の土地所有者によって石室の調査が実施されました。この時、出土した^{ふくそうひん}副葬品や、調査の詳細を記した古文書は、代々土地所有者の家で引き継がれ現代まで継承されてきました。また、明治の調査の後、高貴な人物のお墓であったと考えた土地所有者は、墳丘の上に石碑と石祠^{せきし}を建て、毎年、^{まつ}お祀りを行い大切に古墳を管理していました。

その結果、古墳は現代まで大きな改変なく良好な状態を保つことができました。現在、国史跡として築瀬二子塚古墳が指定されるにいたったのには、明治の石室調査が大きな契機であったと言えます。



凡例	
	= 築瀬二子塚古墳
	= 現国道18号
	= 主要道路
	= 碓氷川
	= その他の主要河川
地区区分	
	= A-I区 (指定地: 古墳範囲)
	= A-II区 (指定地: 古墳範囲外)
	= B区 (今後、保護を要する古墳範囲)
	= C区 (史跡の景観保護の範囲)
	= D区 (史跡地外の史跡を補完する要素)
①	= 築瀬首塚古墳
②	= 後閑3号墳
③	= 下増田上田中1号墳
④	= 築瀬二子塚古墳ガイダンス施設
⑤	= 安中市学習の森ふるさと学習館

史跡の保存管理にかかる地区区分

～ 築瀬二子塚古墳の保存管理 ～

史跡を恒久的に保存管理していくため、史跡の歴史的価値にかかわる範囲に地区区分を設定し、地区区分ごとの保存管理の方針を定めました。

また、史跡指定地内において史跡の現状を変更する行為を行う場合や保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合、文化財保護法第125条の規定により文化庁長官の許可を得なければなりません。これらの現状変更の取り扱い基準についても定めました。

史跡の現状変更の取り扱い基準（※詳細の基準は保存活用計画 P.90 をご覧ください）

1. 許可できない現状変更の行為

- ・ 保存活用計画（本書）で定められた保存管理の基準に反する行為
- ・ 史跡の滅失、き損又は衰亡の恐れのある行為
- ・ 史跡の景観を阻害又は価値を著しく減じると認められる行為

2. 文化庁調査官等に許可が必要となる行為

- ・ 土地形状の変更を伴う行為
- ・ 一定規模の建築物・工作物などの土木工事にかかる行為
- ・ 公共物（道路、埋設管など）の設置に伴う行為
- ・ その他、史跡の保存管理に影響を及ぼす行為

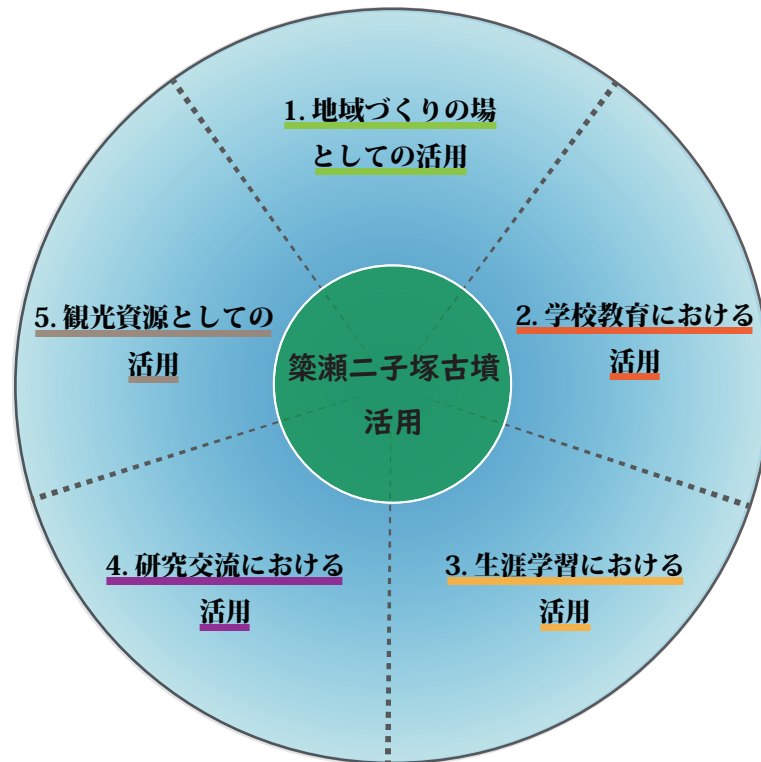
地区区分ごとの保存管理の方針と方法

区分	指定地内		指定地外			
	A-I区：史跡範囲	A-II区：活用に至る範囲	B区：今後、保護を要する古墳範囲	C区：史跡の歴史的価値を構成する範囲	D区：史跡の本質的価値を補完する遺跡・施設等	
区分の性格	史跡の本質的価値を構成する古墳の墳丘・周溝・周堤等が存在する範囲	史跡の本質的価値を構成する遺構等は含まれないが、史跡の活用に至る範囲	史跡と同等の価値を有する遺構が存在する範囲	史跡と直接関連する遺構は確認されないが、史跡と一体でとらえるべき範囲	史跡と直接的にも間接的にも関連しないが、史跡の本質的価値に関して活用に至る範囲	
現状変更の取扱方針	原則として、史跡の調査・研究・保存・活用に至る行為以外の現状変更は認めないが、既存の施設・設備の改修等については認める。		指定されるまでは、文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地の取扱いとするが、遺構の重要性を考慮して、遺構に影響を及ぼす行為を行わないよう、地権者や事業者と理解と協力を求める。	文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地の既存の法令を活用しつつ、地権者や事業者には史跡の景観を著しく損なわないよう、理解と協力を求める。	—	
発掘調査	調査研究、保存活用のために必要な場合に限り、発掘調査を実施する。		—			
追加指定	—		—			
公有地化	公有地化済		—			
現状変更の内容	地形	史跡の調査研究・保存活用に至る行為以外の現状変更は認めない。		—		
	建築物 工作物	・ 原則として、新たな建築物や工作物の設置は認めない。 ・ ただし、遺構や地形等に影響を与えないこと、景観との調和を図ることを条件に、公開活用のために必要な階段や、安全柵、排水溝等の工作物の新設・改修や、遺構表示等の史跡の価値を表現するための工作物等の設置、改修は認める。		—		
	植栽	・ 遺構に影響を与えないことを条件に、遺構面保護や遺構表示のための草本・低木類は認める。 ・ 既存の植栽が遺構に影響を与える、景観等を阻害するといった場合は伐採を行う。ただし、原則として伐根は行わない。	・ 構造物の遮蔽や、史跡の景観を守るための植栽については認める。 ・ 既存の植栽が史跡の景観等に与える場合は伐採を行うが、伐根は行わない。	指定後はA区と同様の扱いをする		
	道路	道路構造令に準拠する道路は一切認めない		—		
	園路	史跡の活用に至る見学路の新設や改修は、史跡に影響のない範囲で認める。		—		
	埋設管	・ 原則として、新たな埋設管の設置等は認めない。 ・ 既存の埋設管については、将来的に指定地外への移設を検討する。		—		
	仮設物	史跡の調査研究・保存活用に至るもの以外認めない。		—		
	行事・イベント	・ 遺構に影響を与えないこと、景観との調和を図ること、見学環境に著しい影響を与えないことを条件として、史跡の価値を高め、周知するイベントの開催は認める。		—		
			・ 著しく史跡の景観（史跡から見た景観と周辺から史跡を見る景観）を阻害するような建築行為等に対して、地権者や事業者主体者への理解と協力を得ていく。 ・ 将来的に周辺住民の理解と同意を得られた際には「景観計画区域」（史跡の景観保護のための制限を設定できる区域）等の設定を検討する。	史跡地の周辺にある遺跡や施設（築瀬二子塚古墳ガイダンス棟、築瀬首塚古墳が該当）について大規模な整備、改修、補修の際には史跡の景観を著しく損なわないに計画を立てて、実施する。		
			史跡の価値を高め、周知する行事やイベントの会場として積極的に活用する。			

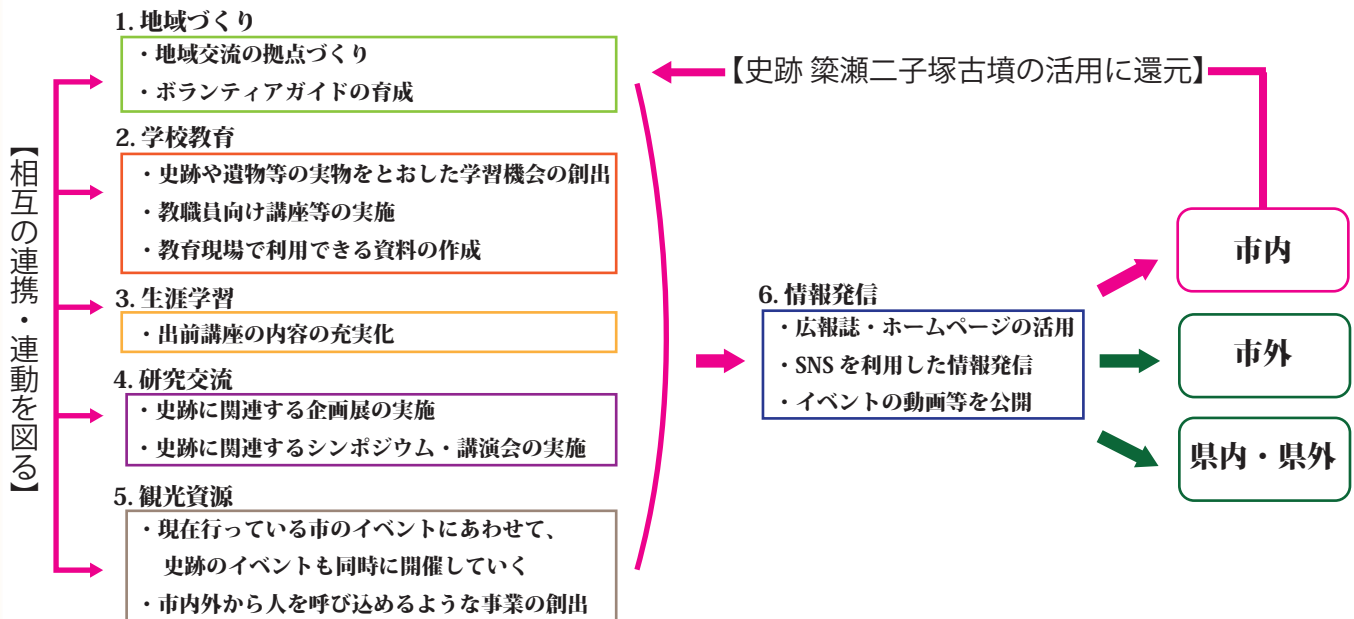
築瀬二子塚古墳の活用

史跡 築瀬二子塚古墳

五つの活用の場



史跡 築瀬二子塚古墳の活用モデル



～ 活用の方針 ～

史跡を将来にわたって確実に継承していくためには、行政だけでなく市民が主体的に史跡の保存と活用を推進していくような環境づくりが求められます。そのためにも、活用事業の充実化と積極的な情報発信を行い、史跡に対する市民の認知度を向上させていくことが直近の目標としてあげられます。

本計画書では、今後の史跡の活用方法と推進していくための活用モデルを定めました。最終的に官民協働で史跡の保存と活用を進めていけるよう、史跡の活用を推進して行きます。

史跡 築瀬二子塚古墳
これまでのイベント

企画展「築瀬二子塚古墳の世界」
ポスター（平成 28 年）



市民講座「安中学」講演会風景（平成 30 年）



築瀬二子塚古墳 現地説明会（平成 30 年）



地元小学生の現地説明会（令和 4 年）

【史跡の課題】

- ・平成23年～26年度に実施した整備箇所の経年劣化
- ・史跡の本質的価値が将来的にそこなわれる可能性のある個所が、一部未整備の状態
- ・現在の横穴式石室の整備状況では、史跡の保存と活用の面で不十分
- ・史跡名称看板や解説板等の史跡の理解を促進する設備が効果的に示されていない



【整備の方針】

史跡の保存を第一とし、そのうえで積極的な活用を図るための整備を実施する

1. 保存のための整備

横穴式石室部分の検討・再整備

- ・石室内の環境改善のための整備

整備不十分箇所の検討・再整備

- ・史跡地東側中央入口付近の法面整備
- ・今後、追加指定と公有地化を行う箇所については発掘調査等を行い、その成果に基づいて整備を実施する

劣化・風化している整備済み部分の補修・改修

- ・過去に整備を実施した箇所で、経年等により遺構を傷める可能性がある個所は優先して整備を実施する

2. 活用のための整備

横穴式石室部分の検討・再整備

- ・石室内部の見学ができるよう整備

活用に資する施設・設備の改修・新設

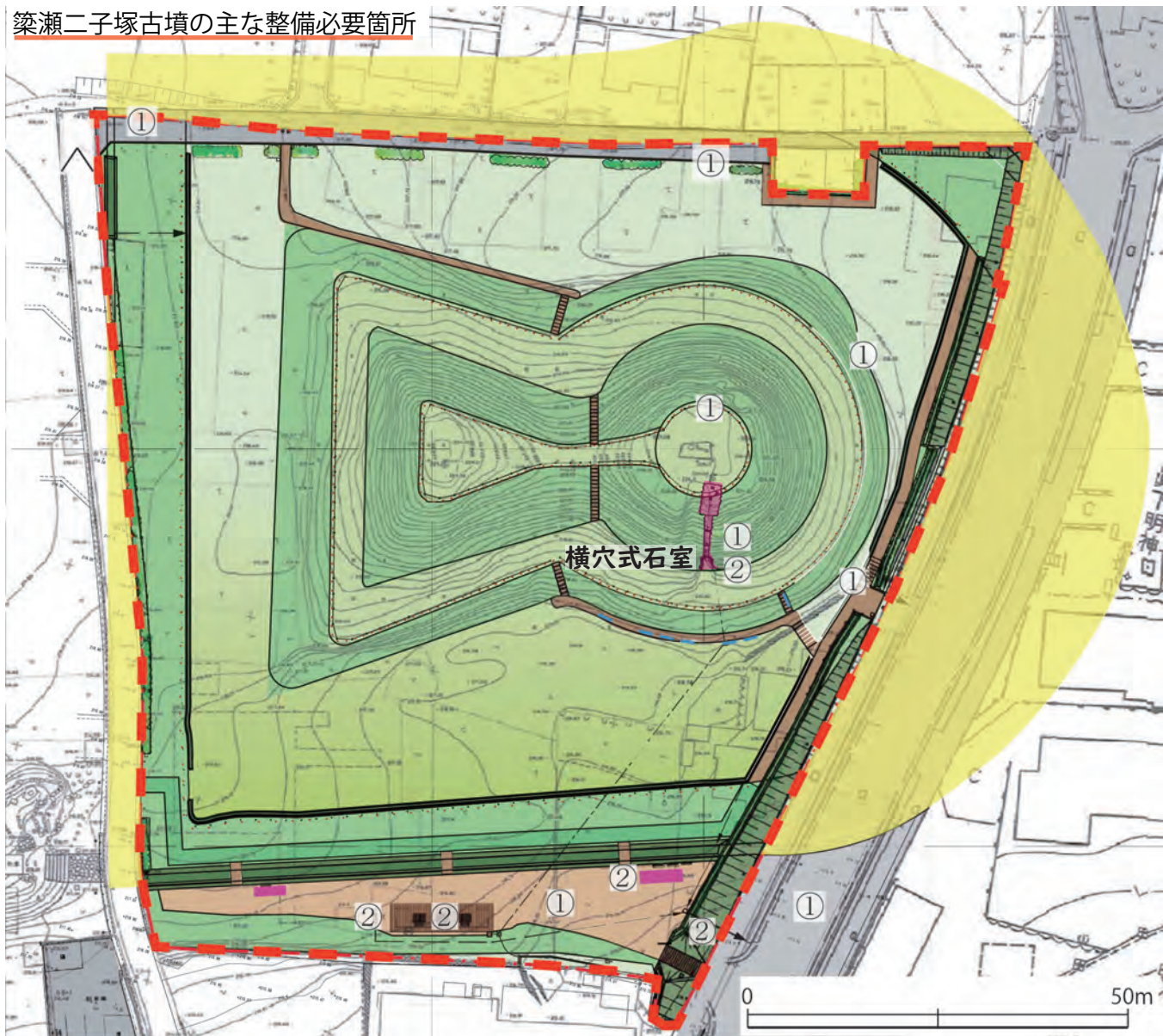
- ・解説板は整備の進捗や設備の老朽化に応じて、計画的に更新・新設
- ・水飲み場や四阿、駐車場等の便益施設については、配置や設備内容を精査し、利便性や景観を考慮しながら必要に応じて計画的改修・新設する
- ・史跡の情報を来訪者に提供するガイダンス棟は、史跡の学術的な情報更新にあわせて計画的に改修・増設する
- ・解説板以外に史跡の来訪者が視覚的に当時の状況を体感できるような、AR等の技術を用いた表示方法を検討する



本計画で定めた整備方針を基に、

今後、具体的な整備の方法を検討していきます

築瀬二子塚古墳の主な整備必要箇所



--- = 史跡指定地【A区】

■ = 今後保護を要する古墳範囲【B区】

①. 保存のための整備が必要な箇所

②. 活用のための整備が必要な箇所

【横穴式石室の現状と課題】



見学者の立ち入りを制限する管理扉



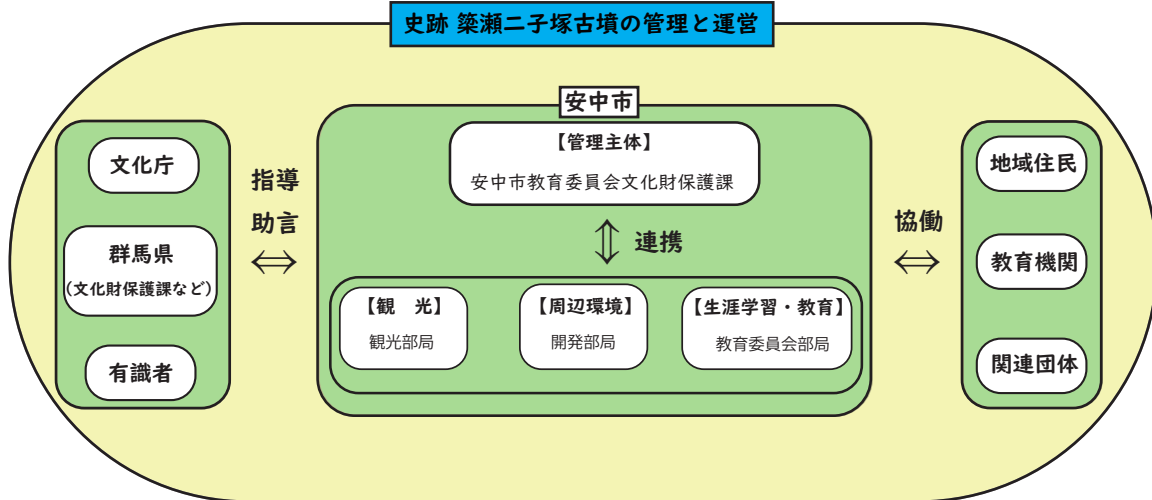
苔、シダ類が繁茂する石室内

運営・体制の整備と施策の実施計画

運営・体制の整備

方針：官民協働で史跡の保存と活用を推進していく体制づくり

- ・市関係部局との連携強化
- ・地域住民、教育機関、関連団体との協働での保存・活用事業の展開
- ・文化庁、群馬県、有識者からの指導助言



※令和5年3月31日現在

施策の実施計画

施策の実施計画

【重点的に取り組む施策】

- ・短期的目標（R5～R9）
活用事業の充実化と積極的な情報発信（概要版P.7・8）
- ・中期的目標（R10～R14）
具体的な整備内容の検討と整備の実施（概要版P.9・10）
- ・長期的目標（R15以降）
周辺景観等の環境保全

【恒常的に取り組む施策】

- ・現状変更等の取り扱い（概要版P.5・6）
- ・市関連部署、関連機関等との連携強化

【状況に応じて取り組む施策】

- ・史跡と同等の価値を有する土地の公有地化と追加指定
- ・調査研究活動（発掘調査等）

	実施内容	短期					中期					長期	
		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15以降	
保存管理	現状変更等に対し、地区区分毎の取り扱い基準に従って、遺構の保存に関する周知、協議による調整や発掘調査の実施												
	史跡と同等の価値を有する場所の追加指定・公有地化												
	調査研究（研究活動、発掘調査等）												
	周辺景観等の環境保全												
活用	地域づくりの場としての活用												
	学校教育における活用												
	社会教育における活用												
	研究交流における活用												
	観光資源としての活用												
整備	情報発信												
	横穴式石室部分の検討・再整備												
	整備不十分箇所等の検討・再整備												
	劣化・風化している整備済み部分の補修・改修												
	活用に資する施設・設備の改修・新設												
運営・体制	便益施設の新設・増設												
	市関係部局との連携体制の強化												
	関係行政機関との連携												
	学校教育機関との連携体制の確立												
状況に応じて取り組む施策	地域住民との連携に向けた周知と人材育成												

■ = 重点的に取り組む期間 ■ = 恒常的に取り組む期間 - - = 状況に応じて取り組む期間